

(案)

対策本部決定議案
令和3年1月8日
施設関係各部

「緊急事態宣言」の発令に伴う西東京市公共施設の利用時間について（方針）

政府対策本部は、令和3年1月7日に東京都を含む1都3県に対し、新型インフルエンザ等特別措置法による緊急事態宣言をした。

緊急事態措置を実施すべき期間は、令和3年1月8日から同年2月7日までとされた。

西東京市においては、上記宣言を受け、市内公共施設の利用可能時間を下記のとおりとする。

記

1 市内公共施設の利用時間

原則、午後8時までとする。

※ 利用時間の区分設定（午後、夜間等）がある施設については、区分単位で定める場合もある。

2 上記利用時間とする期間

令和3年1月8日（金）から同年2月7日（日）までとする。

※再度、緊急事態宣言の発令期間が延長された場合は、本方針に定める期間も同様に、これを延長するものとする。

3 その他

(1) 施設利用に係る詳細は、各施設において定めるものとする。

(2) 本方針に定める事項に関し、新型コロナウイルス感染症対策に必要な事項が新たに生じた際は、その内容に基づき適宜見直すものとする。

「緊急事態行動」による西東京市公共施設の利用時間について（方針）＜令和3年1月6日付西東京市新型コロナウイルス感染症対策本部決定＞は、本方針の内容に変更するとともに、同日付けで決定のあった市内各公共施設における対応期間も、同様に変更するものとする。